

財務省第9入札等監視委員会

平成23年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成24年4月25日(水) 大阪国税不服審判所 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊(辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士) 委員 相原 隆(関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授) 委員 中務 裕之(中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士)	
審議対象期間	平成23年10月1日(土) ~ 平成23年12月31日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	0件	
随意契約(公共工事)	0件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: 乗用自動車(ハイブリッド車)3台(大阪税関関西空港税関支署、監視部及び金沢税関支署七尾出張所)の購入(交換) 契約相手方: トヨタカローラ滋賀株式会社 契約金額: 9,958,340円 契約締結日: 平成23年11月15日 担当部局: 大阪税関
		契約件名: 監視艇搭載型監視カメラシステム更新 契約相手方: 海洋総合開発株式会社 契約金額: 75,600,000円 契約締結日: 平成23年11月16日 担当部局: 神戸税関
随意契約(物品役務等)	2件	契約件名: 平成24年公認会計士試験第I回短答式試験会場賃借 契約相手方: 学校法人関西大学 契約金額: 1,472,840円 契約締結日: 平成23年11月11日 担当部局: 近畿財務局
		契約件名: ログ管理サーバの購入及び環境構築等 契約相手方: 富士電機ITソリューション株式会社 契約金額: 5,985,000円 契約締結日: 平成23年12月19日 担当部局: 大阪国税局
応札(応募)業者数1者 関連	2件	競争契約(物品役務等)及び随意契約(物品役務等)に同じ ・ 監視艇搭載型監視カメラシステム更新 ・ ログ管理サーバの購入及び環境構築等
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p> 契約件名：平成24年公認会計士試験第I回短答式試験会場賃貸借 契約相手方：学校法人関西大学 契約金額：1,472,840円 契約締結日：平成23年11月11日 担当部局：近畿財務局 </p> <p> 大阪府内において試験会場の公募を行っているが、公募上の条件を満たす施設はどれくらいあるのか。 </p> <p> 想定できる候補施設がそもそも非常に限られているが、他に本当はないのか。 </p> <p> 今回は公募の結果、応募がなく、当局から諸条件を満たしている関西大学に使用申込みをしたとのことだが、使用料決定のプロセスはどのようなものか。 </p> <p> 金額交渉はするのか。 </p> <p> 仮に非常に不便な場所にある施設が応募してきた場合、応募者が便利の良い場所と複数であれば価格競争方式の競争入札となり、通常、不便な場所の方が安いであろうから当該施設が落札されることになる。 </p> <p> しかしながら、受験生の立場を考えて、利便性を考慮できる総合評価方式の競争入札等であれば、必ずしも安い方、不便な方が選定されることにはならない。 </p> <p> そのように考えると、総合評価方式やこの施設しかないという理由が明確であれば随意契約も考えられ、あえて公募しなくてもよいのではないか。 </p>	<p> 公募条件を満たす施設はなかなかないのが現状である。 </p> <p> 受験人員を勘案すると3,000名程度の収容規模が必要であるため、規模条件だけでも相当絞られる。また、その他の条件、例えば複数の交通機関が利用可能で最寄り駅から会場まで徒歩可能であるような条件も満たす施設は、関西大学など2つ3つぐらいかと思う。 </p> <p> 申し上げたように、なかなかないというのが現状である。条件を満たしていても公募に応募してこなかったり、当局から申し込んでも借用実績がないため貸してくれないということも現実にはある。 </p> <p> 当局が使用を申込む立場となるため、関西大学側が定めた使用料とならざるを得ない。 </p> <p> 金額面での交渉はしていない。 </p> <p> 以前は同じ場所を随意契約していたのだと思うが、借りてもらいたいという会場が他にないかという観点から、公募を行うこととなった。透明性や競争性の確保のためである。結果的に、これまでは公募に対する応募はなかった。 </p> <p> 条件を全て満たした上で、相当遠方なところが応募してきた時は、その時点で、公認会計士・監査審査会に諮って検討するということになると思う。 </p>

意見・質問	回答
<p>遠方なところが応募してきた場合、不便であるが断れないということであるのならば、公募方式は適していないのではないかと。たまたま応募者がいないので、結果的には今回いいところを選んでいるとは思いますが。</p> <p>公募にしなければならないというのは、決まっているのか。</p> <p>制度の見直しになるのかもしれないが、価格だけで決めることが適さない事案の場合は、やはり総合評価方式など別の方法を採用する余地もあるのではないかと。</p> <p>また、大阪府内という条件がなければ、例えば、兵庫県内の施設が応募するかもしれない。試験会場は大阪府内というのは、何かで決まっているのか。</p> <p>本件に関しては結果的に問題のないところとの契約になったのであろうと思うが、上記の問題提起については今後の参考にさせていただきたい。</p> <p>前回までの当委員会でも似たようなことがあったが、この委員会の役割の一つには具体的な案件を通じての制度上の問題点を指摘することもあると考えている。</p> <p>現行ルールには従っているが、結果として妥当でないことが起こりうる場合には、当委員会から問題点等を指摘することに意味があると考えている。意見を踏まえ、各部局においてどのようにしていくのかということかと思う。</p>	<p>財務省の指示である。平成 18 年に「公共調達 の適正化」に関する通達が財務省から発出され、これに基づき、基本的に競争性のない随意契約は見直し、競争性・透明性を高めるため国家試験の実施に係る会場の借り上げについては公募を行っている。</p> <p>なお、公募の具体的な諸条件については、公認会計士・監査審査会が決めている。</p> <p>公認会計士試験規則（内閣府令）で、「大阪府」と決まっている。</p> <p>参考にさせていただく。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：乗用自動車（ハイブリッド車）3台（大阪税関関西空港税関支署、監視部及び金沢税関支署七尾出張所）の購入（交換）</p> <p>契約相手方：トヨタカローラ滋賀株式会社</p> <p>契約金額：9,958,340円</p> <p>契約締結日：平成23年11月15日</p> <p>担当部局：大阪税関</p> <p>本件を抽出したのは、総合評価落札方式によることが理由である。入札状況調書で総合評価点が計算されているが、どの様な事柄が評価の対象ないしは基準になっているのか。</p> <p>メーカーないしは車種は、あらかじめ指定しているのか。</p> <p>どのような理由で今回のような仕様を決定したのか。</p> <p>下取り車両にあるオデッセイではダメなのか。</p> <p>結果的に車種が決まってしまうのであれば、性能の比較があり得ないのではないか。</p> <p>見積比較表では3者とも同じグレードで見積りされているが、見積りを徴取するときに、グレードを指定しているのか。</p> <p>結果的にグレードは同じだったということか。</p>	<p>本件のような自動車の購入においては、燃費と価格が評価の対象となっている。</p> <p>メーカー及び車種を指定することはない。仕様書において、ハイブリッド車であること、ミニバンタイプ、オートマチック、総排気量等について購入する乗用自動車の条件としており、結果的に条件に当てはまる車として各社トヨタのエスティマで応札されている。</p> <p>まず、ハイブリッド車であることが大前提になり、その後、監視取締等業務目的で使用する車種を当方で検討した結果、ミニバンタイプに決定した。</p> <p>オデッセイでハイブリッド車があればよいが、環境性能を重視してハイブリッド車であることを条件としていたため、結果的にトヨタのハイブリッド車に限定された。</p> <p>車種は決まっても、その車の中でグレードの違いがある。それによって燃費性能等が変わるため、グレード間での性能の比較はあり得る。今回の場合、同じハイブリッド車エスティマであっても、グレードが異なることも想定しての総合評価方式となる。</p> <p>グレードは指定していない。仕様書を提示し、見積りを徴取した。</p> <p>そのとおりである。</p>

意見・質問	回答
<p>見積りを徴取した業者（3者）と応札者（3者）が同じであり、一番安価な見積書を提出した業者が結果的に落札者になっている。</p> <p>総合評価点については、3者とも同じか。</p> <p>説明からすると、車種の指定はしていないが、仕様を満たすのはトヨタのエスティマに限定される。</p> <p>しかし、応札者が提案するグレードによっては評価点が異なり得るものだったということか。</p> <p>ハイブリッド車と書かなくても、環境性能、燃費性能の要件だけの縛りでもよかったのではないか。</p> <p>電気自動車ではだめなのか。</p> <p>今回のように、結果的に車種が限定されてしまうという条件での入札であれば、始めから車種を指定して一般競争入札をすれば、より安く取得することも可能なのではないか。</p> <p>感想としてであるが、例えば、外国のメーカーなどディーゼルで燃費性能がよく環境にも配慮している車があっても、ハイブリッドという条件により入札に参加できないなどと言われかねないことから、燃費性能、環境性能以外にハ</p>	<p>入札に当たっては十分な期間を設けて公告したが、最終的に応札したのは見積書を提出した3者だけであった。</p> <p>総合評価点は、自動車の性能に関する審査要領に従ってつけており、結果的に同じとなったので、価格勝負という形になった。</p> <p>仕様書の条件を具備するグレードは複数あるので、異なるグレードで応札された場合、燃費基準が変わってくるので評価得点も異なることになる。</p> <p>今回の調達にはハイブリッド車であることが重要な要件として仕様に盛り込んだものである。</p> <p>当然、より環境への配慮を及ぼさない低公害車で、かつ当方が必要とする業務の仕様を満たすものであれば、仕様書に電気自動車も追加することは可能と考えるが、今回の調達においては航続距離の問題もあり、当方の監視取締という使用目的に合うものではなかったため、電気自動車は対象に含めていない。</p> <p>当方にとっては、仕様を満たすもの（使用目的に合うもの）であれば車種は何であっても問題ないことから、仕様書でメーカー及び車種を指定することはない。</p> <p>入札の仕様を決定する段階において、たとえ該当する車種が限られていたとしても、その時点における全ての自動車メーカーの全ての車種について情報を持ち合わせているわけではなく、仕様書で車種を指定することにより、他社が仕様を満たす車両を提案した場合、排除せざるを得なくなってしまうことから、車種の指定は避けるべきと考える。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="215 197 821 280">イブリッドと条件をつけることについては検討すべきではないか。</p>	

意見・質問	回 答
<p>契約件名：監視艇搭載型監視カメラシステム更新</p> <p>契約相手方：海洋総合開発株式会社</p> <p>契約金額：75,600,000円</p> <p>契約締結日：平成23年11月16日</p> <p>担当部局：神戸税関</p> <p>本件の入札説明書の交付を希望した9者のうち、1者以外全てが辞退された状況は調べているのか。</p> <p>最終的に契約した海洋総合開発は、この必要なものをそろえることができたということか。</p> <p>カメラのメーカーはどこになるのか。</p> <p>要するに入札参加業者は、中間業者が入ることは別にして、A社からカメラを購入しなければならないといけなければならないということか。</p> <p>では、1社しか作っていない特殊なものということではないのか。</p> <p>8者が辞退しているが、なぜB社の代理店といった他社の系列の入札参加者が残らなかったのか。</p> <p>入札基準価格というのは、公表しているのか。</p> <p>入札基準価格が公表されていないのであれば、例えば、自社の価格が1億円でも入札すればいいのではないのか。</p>	<p>当初、入札参加を申し込まれた9者においては、主要構成機材の全てを自社で製作できる訳ではなく、基本的には必要となる機材を集めてソフトウェアによる接続制御を付加し、システムアップすることとなる。各種機器を協力会社などから調達できないという会社が9者のうち8者いたということである。</p> <p>辞退理由を聴取したところ、色々なコスト高から利益が見込めないのではないかという話があった。例えば、手持ちの機材や制御ソフトのままでは仕様に適合しないことから、仕様に適合するものへの改造やシステム開発する必要があるが、人件費や日数が必要となることから、受注の確約も無いところでのコスト負担は現実的ではないといったものである。</p> <p>そうである。</p> <p>A社である。</p> <p>落札した業者の使用したカメラがA社であったということであり、この類のカメラは、A社以外にもいくつかのメーカーが存在する。</p> <p>そうである。</p> <p>場合によってはその他の開発投資が必要であり、入札するまでの期間や、諸々のコストを検討された結果なのだろうと考える。</p> <p>公表していない。</p> <p>落札できる見込みや、想定落札額などを入札までに色々と計算、分析されたのだろうと思われる。</p>

意見・質問	回答
<p>参考見積りを徴した複数者とは、落札者及び他の1者の合計2者ということでしょうか。</p> <p>情報が漏れているというようなことはないのか。神戸税関からの見積り依頼に対して、幾らで提出したという話が出れば、それが基準になり、他社がその価格であれば落札は無理という判断をするということになるのではないのか。</p> <p>見積り依頼が来たということに関し、業者側は自由な情報として利用できるという理解でよいのか。</p> <p>提出資料の中にカメラのカタログと監視艇搭載型監視カメラシステム更新提案書があるが、この資料は入札あるいは契約に至る中でどういう位置付けになるのか。</p> <p>入札に際して提出させるものということでしょうか。</p> <p>この提案書を出してきたところが最終的に契約者になった場合は、この提案には拘束力があるのか。</p> <p>入札の際の要件チェック以上の意味はないということか。</p> <p>何故1者応札になったのか不思議に思う。複数にする方法は考えられないか。</p> <p>今回は監視艇「だいせん」に搭載されている監視カメラシステムだが、他にもこのようなシステムを搭載している船はあるのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>この入札案件だけでなく、通常、各種の調達で、複数者から参考見積りを徴している。</p> <p>積極的に「内密に」と言うことはないが、具体的な情報は伝えていない。例えばこういった仕様で調達するとした場合の参考価格として、通常の見積り依頼をしているだけである。</p> <p>入札説明書に要提出書類として記載している「機能等証明書」の添付資料であり、システム構成概要資料として提出されたものである。提案書という題目になっているが、応札者の予定しているシステム構成、使用機材が仕様に適合しているかをあらかじめ確認する資料である。</p> <p>そうである。応札要件となる提出資料である。</p> <p>拘束力はない。</p> <p>そうである。</p> <p>取り扱い業者が少ないという事実はある。陸上についている監視カメラと違い、監視艇の搭載監視カメラは、カメラ性能要件よりも安定台が重要となるが、製造には高度な技術を必要とするものであり、本件のようなサイズで高精度制御の安定台となれば製造可能なメーカーは少ない。想像だが、応札希望者にはその調達が難しいということがあるかもしれない。</p> <p>ある。神戸税関が所有する監視艇の多くに搭載している。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="240 192 651 226">大体同じような仕様になるのか。</p> <p data-bbox="213 322 820 396">同様に入札すると思うが、入札事例はこれが初めてか。</p> <p data-bbox="213 450 820 524">そのときの入札も、最終的には1者しか残らないというような状況か。</p> <p data-bbox="213 577 820 651">その場合に、海洋総合開発は何度も顔を出すというような状況はあるのか。</p> <p data-bbox="213 705 820 779">そうすると、要するに調達に関してここは強いということか。</p>	<p data-bbox="850 192 1457 266">調達年度によって技術的進歩による違いはあるが、基本的な仕様は同じようなものである。</p> <p data-bbox="876 322 1171 356">入札事例は他にもある。</p> <p data-bbox="850 450 1457 524">過去調達の詳細まで把握していないが、おそらく1者になることが多かったと思う。</p> <p data-bbox="876 577 1227 611">過去にも多く参加している。</p> <p data-bbox="850 705 1457 779">他官庁にも納入実績が多数あると聞いていることから、そのように考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名：ログ管理サーバの購入及び環境構築等 契約相手方：富士電機 ITソリューション株式会社 契約金額：5,985,000円 契約締結日：平成23年12月19日 担当部局：大阪国税局 </p> <p> 本件入札が、1者応札になった理由は何と考えるか。 </p> <p> そうすると、1万台というのが、必要な条件だったかどうかを検討しないといけなくなるのではないか。 </p> <p> 納入後に、何かトラブルが発生した場合のメンテナンス等の契約内容は入っているのか。 </p> <p> 何が無償で何が有償になるかということは、区別されているのか。 </p>	<p> 公告をすると、入札参加希望者は、入札説明書等を取りに来局される。応札結果は1者となったが、書類を取りに来局されたのは3者であった。 </p> <p> 入札に参加しなかった2者に理由を聴取したところ、仕様書に「大規模LAN・WANシステム（クライアント総数が11,000台以上）の導入実績」という条件を付していたが、そのような実績を有する企業ではなかったというのが、入札に参加しなかった理由である。単体の企業としてではなくとも、企業グループ全体としては実績があったかもしれない。また、仕様書よりも少ない規模でなら実績があり、参加できたかもしれない。 </p> <p> 結果として過去に経験のある富士電機 ITソリューションの1者応札になった。 </p> <p> そのとおりである。逆に、500台であれば入札参加企業は広がるかもしれないが、これだけの規模の調達となると、納入して終わりではなく、後々何かあったときの障害に対して全て対応できるかが問題になる。国税局の場合、税務署だけでも83の拠点があるので、何かトラブルがあった場合、それを解決できるだけの能力があるのかどうかというのを判断する基準は、今後、課題になるのかなとは思っている。また、何台ならばよかったのかというところはすぐに結論が出せないところだと思っている。 </p> <p> 仕様書に、保守及び障害対応という条項があり、5年間、保守体制ということで、有償、無償を問わず対応可能な体制をとってくださいという仕様書となっている。単に入れて終わりということではない。 </p> <p> 当然、ソフトウェア上の問題、クライアントの機械ないし配線など、不具合は色々なものがあるかと思うが、当局側の責任で問題が生じれば、当局の費用負担になろうかと思う。しかし、契約し </p>

意見・質問	回答
<p>契約書の20条で品質保証、21条で瑕疵担保、品質保証義務違反というのがある。この規定で、無償で対応してもらうもの、有償のものが決まってくるという理解でよいか。</p> <p>有償の場合もあるということだが、導入してから何か不具合が生じた場合、他の業者でも直せるものなのか、契約した業者にお願いするしかないのか、システム等の導入の場合、そのシステムを導入した業者しか分からないようになって、問題になることが多いが。</p> <p>将来何か起こった場合、仕様書の保守と障害対応等の条項をもって、有償かもしれないけども、ずっと面倒を見てもらうという考え方になるのか。</p> <p>納品後の保守について、別に独立の保守契約を結ぶのではなく、この契約で対応していくということか。</p> <p>不落随契というのは、業者に嫌だと言われた場合、どうするのか。</p> <p>現状のまま少し耐え忍んで、その間に探す、もう一度手続をするということか。</p>	<p>た内容での不備、例えば、ソフトウェアを構築して、そこにうまくデータが飛んでこないというようなことが発生すれば、それは業者側の設定の不備、つまり当局側からすると無償ということになる。</p> <p>はい。</p> <p>構築したところが一番情報を持っているので、別の業者ではやはり分からないところもあるかと思う。契約業者以外の業者が入った場合、プログラムを操作して、他にどう影響が出るか分からないところがある。</p> <p>はい。</p> <p>はい。</p> <p>業者が入れない理由として2つあると思われる。1つは、価格面で折り合いがつかないケースである。もう1つは、仕様が問題で入れないというケースである。その場合は、仕様を変更して、再入札を準備するか、調達をやめるかという選択肢になる。今回であれば、再度、仕様を見直していく必要が出てくるのかと思う。</p> <p>はい。</p>